

7月8日
AUGUST 2023

遊技産業健全化推進機構ニュース

遊技産業健全化推進機構ニュース

7
JULY
8
AUGUST 2023



5類に移行した新型コロナ感染症 ホールは慎重に感染対策を継続実施

～顧客の消えない不安心理に寄り添いながら、アフターコロナの店づくり～

2022年度の検査を振り返って 機構検査部

機構の動き

4・5月度<2023年4月1日～5月31日>

遊技機等の立入検査関係

- 4月度 立入検査店舗数 169店舗
(遊技機検査 143店舗、計数機検査 26店舗)
4月末日 訪問書提出店舗数 7509店舗 (対前月比▲63)
- 5月度 立入検査店舗数 102店舗
(遊技機検査 88店舗、計数機検査 14店舗)
5月末日 訪問書提出店舗数 7462店舗 (対前月比▲47)

依存防止対策調査の関係

- 4月度 依存防止対策調査実施店舗数 167店舗
4月末日 承諾書提出店舗数 7434店舗 (対前月比▲60)
- 5月度 依存防止対策調査実施店舗数 122店舗
5月末日 承諾書提出店舗数 7392店舗 (対前月比▲42)

会議開催関係

5月17日(水)に定例理事会を開催した。定例理事会においては2022年度の計算書類(決算)等の議案を承認可決した。あわせて6月19日に定時社員総会を招集すること等も承認可決した。
なお、4月に会議等は無かった。

CONTENTS

7/8 July
August
2023

5類に移行した新型コロナ感染症 ホールは慎重に感染対策を継続実施 — ～顧客の消えない不安心理に寄り添いながら、アフターコロナの店づくり	1
2022年度の検査を振り返って 機構検査部	4
「広告宣伝ガイドライン(第1版)」の制定と今後の展望 三堀 清	7
店長に求められる知識「経営マネジメントXIV」	10
KiKo NEWS	13



香川県小豆島・中山千枚田 虫送り

夏の初めの夜、鉦や太鼓を叩きながら松明行列をする「虫送り」は、田んぼの害虫を退治し豊年を祈る行事として、全国の農村で行なわれる。瀬戸内海の小豆島では、江戸時代の初めから伝法川上流から下流の田んぼへと順繰りに行なわれ、最終的に虫を海に送り出す島をあげての行事だった。少子高齢化、後継者不足などで、一時小豆島では1か所だけに減ったが、中断していた上流の中山千枚田の虫送りは2010年の映画「八日目の蝉」の重要なシーンとして再現された。棚田に映る松明の美しいシーン。作品は数々の映画賞を受賞。これがきっかけになって翌年虫送りは再開された。島外からの参加者も催しを支え、今年は7月8日に開催される(松明は限られ予約が必要)。

5類に移行した新型コロナ感染症 ホールは慎重に感染対策を継続実施

政府は5月8日、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを

2類から5類に移行して感染対策を大幅に緩和し、

基本的感染対策は個人の判断に委ねられることになった。

これを受け、パチンコ業界も同日、

「パチンコ・パチスロ店営業における新型コロナウイルス感染症の拡大予防ガイドライン」を廃止。
その後の感染対策は各ホールの判断に委ねられた。

コロナ禍発生から3年余りが経ち、ようやく新たな日常が始まるなか、
全国のホールはどういう姿勢で営業に臨んでいるのか。

首都圏と地方、それぞれの老舗ホール企業に話を聞いた。



顧客の消えない不安心理に寄り添いながら、アフターコロナの店づくり

2類→5類の移行で
新たな日常の構築へ

政府は新型コロナの感染症法上

の位置づけを5類に移行したが、

5類は季節性インフルエンザやウイルス性肝炎（A型とE型を除く）

などと同等の扱いで、政府が基本的方針を示すことはなく、対策は個人や事業主の主体的判断に委ねられる。

飲食業界ではテーブル上の仕切りを撤去する店が相次ぎ、ホテルでは中止していた宴会場事業を再開する動きがみられるなど、5月8日を境に、社会全体がアフターコロナ、新たな日常へ大きく舵を切ることとなつた。

21世紀会も
ガイドラインを廃止

遊技業界は、パチンコ・パチスロ産業21世紀会（以下、21世紀会）が2020年5月21日、緊急事態宣言に基づく休業要請が解除された

5類に移行した新型コロナ感染症 ホールは慎重に感染対策を継続実施

「安心できる」と常連客 ほぼ変わらない対策に

「当店では、引き続き、コロナ感

染対策はホール営業者の判断に委ねた。さらに5月8日に5類に移行すると、21世紀会は拡大予防ガイドラインを同日付で廃止。今後の感染対策はホール営業者の判断に委ねた。

ホールの営業を再開する基準として、「パチンコ・パチスロ店営業における新型コロナウイルス感染症の大予防ガイドライン」(以下、拡大予防ガイドライン)を制定した。内容は多岐にわたり、以後21世紀会は政府が新たな新型コロナ感染対策を示すたびガイドラインを改訂。ホールはそれを順守し、ユザーが安心して遊技できる環境づくりに努めてきた。

しかし、今年3月13日からマスク着用は個人の判断に委ねることを基本とするとの政府方針が決定すると、21世紀会も同日をもって、「遊技客のマスク着用は個人の判断に委ねることを基本とする」とを決定した。ホールの従業員については、3月中はマスクを着用するものの、4月からは着用を求めないこととした。

チソコ店を展開している。新型コロナ問題発生後は特に①従業員は出社前、出社時に体温計測②従業員のマスク着用③従業員は1時間に1回、手洗い・うがいを実施④ホール入口・トイレ・遊技台・床の除菌⑤顧客の入店時にアルコール消毒、マスク着用のお願い⑥賞品カウンターにビニールカーテン設置⑦入店時、賞品カウンター並びのソーシャルディスタンスの確保⑧休憩

染対策を実施しております」と系列店の店頭やホームページでPRしているのはオザキエンタープライズ(本社・東京都国分寺市、尾崎亮社長)。営業部の井口将宏統括店長は「5月8日以降も、新型コロナに対する警戒感は緩めていません」と強調する。

同社は1971年に設立された老舗ホール企業で、

現在はグループ企業5社により介護・訪問事業、コインランドリー、不動産事業などを展開するオザキホールディングスの中核企業として、国分寺市など都下の4市に

「オゼック」の屋号で4店舗のパ

室の椅子は横並びにす

るという8項目の取組みを徹底。今回取材に訪れた「オゼック国分寺」(国分寺市)をはじめとする系列店では、その発信に努めてきた

という。

現在も接客スタッフにはマスク着用を義務付けており、③と④は継続、全台に光触媒コーティングを施している。空き台は速やかに消毒し、「消毒済み」のPOPを付けている。⑤も入店時のアルコール消毒のお願いは継続し、店内各所に「手洗い・消毒お願いします」との掲示をしている。

手綱を緩めないのは、来店客もそれを望んでいるからだ。「この店は安心できる」と常連客から度々



いまもスタッフにはマスク着用を義務付けている



オゼック国分寺

声をかけられるのだという。同店は古くからの常連客が多く、特に



守屋裕文マネージャー

◀スタッフのマスク着用は任意としてからも、全スタッフが接客中はマスクを着用



ニューアサヒ上田店。
オープン準備期間中には駐車場で防災イベントを実施し、約300人の地域住民が集まった

弊社キャストの マスク着用に ついてのご案内

5月8日(月)より新型コロナウイルス感染症が
感染症法の「5類」に引き下げることを踏まえ、

キャストのマスク着用
について個人の判断
とさせて頂きます。

ご理解いただけますよう、よろしくお願いいたします。



新店のファン獲得へ 今後も感染対策は重要

さらに地方のホール店舗での対

近隣住民の方々に、この店なら大丈夫と思っていただけの店づくりを続けたい」と結んだ。

井口統括店長はワクワクの「ワ」、なごみの「和」、つながりの「輪」という「わ」の空間の提供が同社の共

有ビジョンだとして、「これからも井口統括店長はワクワクの「ワ」、なごみの「和」、つながりの「輪」という「わ」の空間の提供が同社の共

有ビジョンだとして、「これからも近隣住民の方々に、この店なら大丈夫と思っていただけの店づくりを続けたい」と結んだ。

井口統括店長はワクワクの「ワ」、なごみの「和」、つながりの「輪」という「わ」の空間の提供が同社の共

有ビジョンだとして、「これからも近隣住民の方々に、この店なら大丈夫と思っていただけの店づくりを続けたい」と結んだ。

ドライインを制定すると、それに基づき独自のマニュアルを策定、

長野県が21年8月に発表した「新型コロナ『デルタ株』と闘う県民共同宣言」にも即応し、賛同企業に名を連ね、徹底し

た感染対策に取り組んできた。顧客に対しても系列店や同社ホームページを通じて広く感染対策を呼びかけた実績がある。

昨年末にオープンしたニューアサヒ上田店は、そのコンセプトで設計され、パチンコ

504台、パチスロ249台

のすべての台間に台間ボードを設置した。守屋裕文マネージャーは「まだ多くの方々が不安を抱えているという。実際、取材時に来店した顧客のほぼすべてがマスクを着用していた。

同島に台間ボードを設置。来店客のマスク着用率は9割強

上田市の地域住民の間に新店舗に対する信頼感を広げていくためにも、新型コロナ対策に引き続き力を注いでいくことが欠かせないという姿勢だった。

同社は21世紀会が拡大予防ガイ

ドラインを制定すると、それに基づき独自のマニュアルを策定、

現状を見て、個々で判断しているのではないかとキャストの思いを推測する。

同マネージャーは「決して強要ではありません」。来店客の9割強がいまだにマスクを着用している

ツッフ全員がマスク着用で接客に努めている。

ホールの出入口には消毒液を継続して設置し、店内各所の消毒清掃も欠かさない。5類移行後も、顧客の思いに応えて、新型コロナに対する基本的な姿勢は変えていない。同マネージャーは「今後も地域住民の意識に寄り添いながら歩んでいきたい」と語っていた。

通常の検査活動を展開

2022年度の検査を振り返って 機構検査部

異常事案は減少傾向にあるもののゼロではない

遊技産業健全化推進機構が全国の誓約書提出ホールに対して検査を開始して遊技機は16年、計数機も12年の実績となつた。

まず検査の受け入れ等に関して、コロナ禍のなかにおいてもホール側の対応は概ね良好であつた。この点について全国で立入検査、依存防止対策調査を受け入れて頂いたホール関係者の皆様に感謝したい。

当機構はコロナ対策として政府の指針等に従つて可能な限りの対策を講じてきた。2023年5月8日の新型コロナウイルス5類移行後も、当機構の検査員は検査・調査当日の検温を含めた体調管理はもちろん、移動中のマスク着用、

手洗いやうがいの実施を継続している。ホール内の検査も必要に応じてマスクや手袋等を着用して作業を実施させて頂いている。

今後ともこれら当機構が実施する新型コロナウイルス感染症対策についてご理解を頂くとともに、遊技機及び計数機の検査、また依存防止対策調査へのご協力をお願ひしたい。

以下、2022年度の検査結果の詳細をお知らせする。

検査店舗数のトータルは3万7048店に

国各地のパチンコホールにお伺いして立入検査を実施している。

07年度から21年度までの15年間で実施した遊技機検査及び計数機検査の合計立入店舗数は、3万4960であった。

16年目となつた22年度は、4月1日からの1年間で全国2088店舗(計数機検査含む)の立入検査を実施することができた。

同年度の機構の事業計画では目標店舗数は1400であり、目標

を大きく上回る結果となつた。

この主な要因は、全国各地区において新型コロナウイルス感染症による制約等がなかったことによるものである。

これで当機構検査部は、07年4

2022年度 月別検査集計

各月	検査日数	訪問 都府県方面 数	検査ホール数			検査台数			計		
						遊技機		計数機			
			遊技機	計数機	計	ぱちんこ	回胴式	玉	メダル		
2022年	4	13	10	116	32	148	408	460	26	6	900
	5	12	10	101	23	124	396	402	16	7	821
	6	15	14	165	41	206	619	641	31	10	1,301
	7	14	10	198	8	206	758	774	6	2	1,540
	8	12	13	155	23	178	586	634	17	6	1,243
	9	15	15	155	8	163	568	596	6	2	1,172
	10	14	14	140	35	175	532	566	24	11	1,133
	11	14	12	164	7	171	644	632	6	1	1,283
	12	11	11	119	30	149	442	476	22	8	948
	1	13	12	184	15	199	686	714	11	4	1,415
	2	12	9	138	22	160	572	514	17	5	1,108
	3	15	16	177	32	209	652	720	25	7	1,404
	計	160	146	1,812	276	2,088	6,863	7,129	207	69	14,268



2022年度 検査部活動報告

検査の結果

検査結果については、引き続き

22年度の検査内訳は、遊技機検査
1万3992台、計数機検査27
6台の計1万4268台であった。

「パチンコ遊技機」は104機種
6863台、「回胴式遊技機」は93
機種7129台。また計数機につ
いては「玉計数機」が64機種207
台、「メダル計数機」が15機種69台
であった。

16年間の検査総台数は、「パチン
コ遊技機」が12万4268台、「回胴
式遊技機」が13万6351台。そし
て12年間の計数機検査総台数とし
ては、「玉計数機」が3167台、「メ
ダル計数機」が1166台となつた。

22年度の検査内訳は、遊技機検査
1万3992台、計数機検査27
6台の計1万4268台であった。

遊技機など 約26万5千台台を検査

提出ホール数は7572店舗であ
り、現時点における単純計算とな
るが、5巡目の検査を順調に行な
っている状況となつていて。

本年3月末時点の全国の誓約書
提出ホール数は7572店舗であり、
現時点における単純計算とな
るが、5巡目の検査を順調に行な
っている状況となつていて。

ただし、最近の傾向としてお知
らせしている通り、全般的には良
い状態が続いていると考えている。

なお、異常が確認されたケース
は、ここ数年の状況と同様、回胴
式遊技機のホッパーの型式違い等
が主なものであった。

毎年同じお願いを繰り返してい
るが、これらの事案はホール側の
簡単なチェックで発見できるもの
であり、是非ともホールの現場に
おいては日常的な遊技機の点検確
認等をお願いしたい。

計数機検査についても、前年度
に引き続き良い状況が続いている。
ホールの現場においては、日常の業
務に加え計数機の定期的なメンテ
ナンス等を継続してお願いしたい。

22年度の検査内訳は、遊技機検査
1万3992台、計数機検査27
6台の計1万4268台であった。

「パチンコ遊技機」は104機種
6863台、「回胴式遊技機」は93
機種7129台。また計数機につ
いては「玉計数機」が64機種207
台、「メダル計数機」が15機種69台
であった。

毎年同じお願いを繰り返してい
るが、これらの事案はホール側の
簡単なチェックで発見できるもの
であり、是非ともホールの現場に
おいては日常的な遊技機の点検確
認等をお願いしたい。

計数機検査についても、前年度
に引き続き良い状況が続いている。
ホールの現場においては、日常の業
務に加え計数機の定期的なメンテ
ナンス等を継続してお願いしたい。

依然回復傾向が見られないこと
から、業界全体が新型コロナウイ
ルス感染症による打撃を受けたま
まの状態にあると考えられる。昨
年末より導入が開始されたスマ
ート遊技機によって、全国のパチン
コホールに活気が戻ってくること
が期待される。

ト遊技機によつて、全国のパチン
コホールに活気が戻ってくること
が期待される。

当機構検査部は本年度も遊技業
界の健全化を目指し、遊技機並び
に計数機の検査、加えて依存防止
対策調査を遂行するため全国のホ
ールにお伺いする。

2022年度 誓約書提出ホール数の推移

2022年度 各月	提出 ホール数 組合員	提出 ホール数 非組合員	提出 ホール数 合計	前月との 差分 (ホール数)
2022年	4月末	7,539	697	8,236 -71
	5月末	7,484	697	8,181 -55
	6月末	7,411	688	8,099 -82
	7月末	7,381	683	8,064 -35
	8月末	7,315	672	7,987 -77
	9月末	7,249	668	7,917 -70
	10月末	7,204	665	7,869 -48
	11月末	7,153	663	7,816 -53
	12月末	7,127	655	7,782 -34
	1月末	7,073	651	7,724 -58
	2月末	7,045	639	7,684 -40
	3月末	6,939	633	7,572 -112

ホッパーの 型式違いが日にについた

次に、毎年その概要だけをお知
らせしている各店舗の稼働率平均
の調査等について。新型コロナの流
行もあり、2020年度はパチンコ
の4円貸、低貸、すべてにおいて前
年比の稼働率平均がダウンし、21

検査で 気づいたことを お伝えする

次に実際に検査を行なつた機構
検査部の検査員が気づいたことな
どを以下にまとめてお伝えする。

別表にある通り、昨年4月の時
点からの推移としては誓約書提出
ホール数がマイナス735店舗と
なつた。昨年度のマイナスが6
ダウンし、他は前年並みであった。

年度は回胴式遊技機の低貸のみが
若干ダウンし、他は若干のアップ
となつたが、22年度は回胴式遊技
機の低貸とばんこの低貸が若干
ダウンし、他は前年並みであった。

店舗では、本年3月末時点で7572
店舗であったことから、店舗
数の減少としては前年度以上の大
きなマイナスとなつていて。

なお、既に廃業されているにも
関わらず、機構宛に連絡の無い店
舗は誓約書提出店舗としてカウン
トされていることから、実際に営
業されている店舗数は、その廃業
店舗数分を割り引く必要があるこ
とを付け加える。

以下、遊技機検査における異常

2022年度 検査部活動報告



各年度別の機関活動状況

各年度	検査日数	検査ホール数	検査台数				
			遊技機		計数機		計
			ぱちんこ	回胴式	玉	メダル	
2007年度	146	767	1289	1607	-	-	2896
2008年度	160	2995	6584	7546	-	-	14130
2009年度	150	4449	8217	8873	-	-	17090
2010年度	136	3117	5837	6057	-	-	11894
2011年度	155	2823	5672	6219	410	21	12322
2012年度	179	2388	9668	10518	515	460	21161
2013年度	148	2127	12368	13473	289	205	26335
2014年度	146	2300	13927	15493	241	126	29787
2015年度	148	1664	9855	10894	204	82	21035
2016年度	140	1722	9524	10135	183	45	19887
2017年度	148	2375	7697	8210	289	48	16244
2018年度	145	2480	7535	9209	302	41	17087
2019年度	147	2841	9447	10435	297	25	20204
2020年度	120	1663	5663	5999	134	15	11811
2021年度	119	1249	4122	4554	96	29	8801
2022年度	160	2088	6863	7129	207	69	14268
合計	2347	37048	124268	136351	3167	1166	264952

事案について開示できる範囲の情報をお知らせしたい。

2022年度の異常事案について

ては前年同様、減少傾向はあるものの回胴式遊技機のホッパーの型式違いが目についた。またメダルセレクターのカバーの欠損事案も確認された。

これらの事案は故意でないとすれば、営業終了後の点検等で防げるものもあることから、ホールの現場においては注意をお願いしたい。

2022年度 都府県方面別の機関活動状況

NO	都府県方面名	誓約書提出ホール数	検査ホール数			検査台数			
						遊技機		計数機	
			遊技機	計数機	合計	ぱちんこ	回胴式	玉	メダル
1	札幌方面	201	32	8	40	126	130	6	2
2	旭川方面	61	10	-	10	40	40	-	80
3	釧路方面	59	12	9	21	44	52	7	2
4	北見方面	36	12	-	12	46	50	-	96
5	函館方面	36	11	-	11	46	40	-	86
6	青森県	99	22	-	22	84	84	-	168
7	岩手県	100	21	-	21	88	80	-	168
8	宮城県	151	39	9	48	152	160	7	2
9	秋田県	93	23	-	23	86	80	-	166
10	山形県	68	21	-	21	80	88	-	168
11	福島県	148	37	9	46	154	138	7	2
12	東京都	622	136	12	148	518	512	10	2
13	茨城県	197	34	12	46	124	148	10	2
14	栃木県	132	31	9	40	114	132	7	2
15	群馬県	102	21	8	29	72	96	5	3
16	埼玉県	363	125	10	135	474	462	8	2
17	千葉県	316	80	9	89	288	312	7	2
18	神奈川県	411	99	8	107	362	372	6	2
19	新潟県	128	26	7	33	96	102	4	3
20	山梨県	49	20	-	20	85	57	-	142
21	長野県	128	19	4	23	70	82	3	1
22	静岡県	227	45	10	55	174	174	7	3
23	富山県	55	24	-	24	92	98	-	190
24	石川県	68	27	8	35	106	102	6	2
25	福井県	62	19	-	19	80	72	-	152
26	岐阜県	121	23	7	30	92	92	6	1
27	愛知県	413	100	14	114	366	428	10	4
28	三重県	92	24	7	31	96	96	5	2
29	滋賀県	83	20	9	29	80	80	7	2
30	京都府	130	23	9	32	94	86	7	2
31	大阪府	540	124	7	131	502	458	5	2
32	兵庫県	318	92	12	104	346	350	9	3
33	奈良県	62	22	-	22	86	80	-	166
34	和歌山县	64	16	-	16	60	68	-	128
35	鳥取県	50	22	-	22	60	84	-	144
36	島根県	60	17	-	17	68	68	-	136
37	岡山県	115	20	8	28	74	86	5	3
38	広島県	210	43	8	51	140	186	6	2
39	山口県	94	15	6	21	50	60	4	2
40	徳島県	52	22	-	22	92	84	-	176
41	香川県	68	21	-	21	80	88	-	168
42	愛媛県	99	11	4	15	40	48	2	2
43	高知県	68	23	-	23	88	88	-	176
44	福岡県	293	68	14	82	256	270	11	3
45	佐賀県	54	18	-	18	68	76	-	144
46	長崎県	106	21	7	28	84	84	5	2
47	熊本県	120	19	10	29	68	84	8	2
48	大分県	99	20	7	27	80	78	5	2
49	宮崎県	99	22	8	30	80	88	6	2
50	鹿児島県	179	39	7	46	152	158	6	1
51	沖縄県	71	21	-	21	60	98	-	158
合 計		7,572	1,812	276	2,088	6,863	7,129	207	69
									14,268

また、昨年お知らせした通り、現時点においては、新規則に基づく遊技機だけの営業となっている

が、今後も明らかな認定機の場合には「認定通知書」の提示を求めることがあるので、ホールの現場において「認定通知書」のご準備をお

願いしたい。
あわせて遊技機検査終了後などに実施している依存防止対策調査への対応もお願いしたい。

「広告宣伝ガイドライン（第1版）の制定と今後の展望」



三堀 清
みほり きよし
昭和32年 神奈川県生まれ
早稲田大学法学部卒
司法修習終了後
昭和63年 弁護士登録(第二東京弁護士会)し、大手企業の法律問題を扱う法律事務所勤務を経て
平成8年 早稲田大学大学院修士課程終了
平成9年 三堀法律事務所開設
現在、パチンコホールを始め企業関連の民事事件を手がける

1 「広告宣伝ガイドライン（第1版）」の制定

「広告宣伝ガイドライン（第1版）」の制定

パチンコホール関係4団体（全日遊連、日遊協、MIRAI及び余暇進）は、令和5（2023）年2月9日「広告宣伝ガイドライン（第1版）」を制定、公表した。このガイドラインは、令和4（2022）年12月23日付けの警察庁生活安全局保安課長の「ぱちんこ営業における広告及び宣伝の取扱いについて（通達）」で「…広告及び宣伝は、本来営業者が自由に行うことができるものであるところ、きちんと営業における広告及び宣伝については、その方法如何によつては清

淨な風俗環境を害するおそれがあること等から、規制がなされている」とした上で、「ぱちんこ営業における広告及び宣伝の健全化を図るためにには、まずもって事業者団体による自主的な取組が重要である」との考えが示されたことを受けて制定されたものである。

4団体は、この通達の発出後の令和5年1月23日に警察庁に対して具体例を挙げて規制に違反しないかの判断を仰ぐ「質疑書」を提出し、同月25日にそこに挙げられた表現内容について「違反するものではない」との回答を得て、このガイドラインを制定するという手順を踏んだ。このように、ガイドラインは、4団体と警察庁の事前調整を経て制定されたものである。

第一は、このガイドラインの内容が咀嚼されて取扱いの実態が明らかとなり、「できること」と「行わないこと」が具体的に明確になるまで、「攻め」の広告宣伝は控えようという対応である。

第二は、「行わないこと」が具体的に明確にならぬうちに、過激な表現内容の「攻め」の広告宣伝をしようという対応である。この第二の対応をしたホール業者の広告宣伝では、「おすすめ」機種の表示につき「できること」としてゲー

2 ホール業者の対応

第一は、このガイドラインの内容が咀嚼されて取扱いの実態が明らかとなり、「できること」と「行わないこと」が具体的に明確になるまで、「攻め」の広告宣伝は控えようという対応である。

第二は、「行わないこと」が具体的に明確にならぬうちに、過激な表現内容の「攻め」の広告宣伝をしようという対応である。この第二の対応をしたホール業者の広告宣伝では、「おすすめ」機種の表示につき「できること」としてゲー

ム性、画像・演出、人気等からの機種の推奨を挙げるガイドラインの基準を拡大解釈して「今日は○○（機種名）が店長のお勧め」としたり、出玉ランキングの表示につきガイドラインで禁止する特定の日・特定の期間や日にによって掲載機種を変えたランキングこそ避けてはいたが、「良いとこ取り」をしてチェーン店全体或いは一定期間のランキング等の表示をしたりする例が見られた。これらは、いずれも「入賞を容易にした遊技機の設置⋮」或いは「⋮設定状況⋮」をうかがわせる表示に該当する。

3 「業界として禁止とする 広告宣伝について（通知）」

このような問題のある広告宣伝の事例を前に、4団体は令和5年4月17日に「業界として禁止とする広告宣伝について（通知）」を発した。

これは、「『おすすめ』機種を日替わりで表示すること」及び「遊技結果⋮を当該営業所以外の単位（会社単位、都道府県単位など）で表示すること、一定期間（週間、月間など）の遊技結果を合算して表示すること、複数の遊技機の遊技結果を合算して表示すること」等の「緊急に対応する必要があると思われる不

適切な事例について、『禁止とする広告宣伝』として⋮通知』するもので、今後、他にも不適切な広告宣伝事例が見られた場合、「ガイドライン改訂時に『禁止とする広告宣伝』として事例追加する」としている。

4 ガイドラインの 法的な位置付けと 4団体がこれを

制定したことの意味

ところで、「行わないこと」が具体的に明確にならぬうちに過激な広告宣伝をしようという対応の背景には、ガイドラインは所詮自主規制で法的な拘束力はなく、これを遵守しなくても直ちに風適法16条違反となるものではないという意識があるよう見える。

確かに、業界団体（事業者団体）が事業者の営業方法等を制限することにより競争を阻害すること、例えば店休日の取決めや設置遊技機台数の制限は独禁法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）で禁止される「一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」（同法8条1号）等に該当することになる。しかるに、独禁法上も業界団体が社会公共的な目的に基づいて

合理的に必要とされる範囲で自主的な基準を設定する自主規制は当然のことながら許されてはいるが、その遵守を事業者に強制することは、やはり同法に禁止される「構成事業者の機能又は活動を不当に制限すること」（同法8条4号）に該当し、許されないこととなる。

とはいって、このガイドラインは、広告宣伝規制を定める風適法16条にいう「営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれ」のある「⋮著しく射幸心をそそるおそれのある行為が行われていることを表すもの」（風適法16条、解釈運用基準第17・5(2)イ）という抽象的な基準を具体化する表現内容の指針とその例示と位置付けられるものであるから、一種の「ソフトロー」として一般的な自主規制の枠を超えた規範性を帯びたものであることを認識しなければならない。ここに「ソフトロー」とは「国が直接制定・強制するものではないが、対象者の行動に影響を与える規範」と定義されるものであつて、このガイドラインに「行わないこと」として例示されている表現はそのまま風適法16条違反に該当する表現内容の例示と解されることとなり、故に一般的な自主規制のレベルを超えた規範性を持つことになるのである。

「広告宣伝ガイドライン(第1版)」の制定と今後の展望

また、このガイドラインは、「ソフトロード」としての規範性を加え、業界団体たる4団体が制定したこと自体にも重要な意味がある。

すなわち、ホール業者の利益を代表する4団体がこのガイドラインを制定したことの意味は、警察庁が先の通達で「…広告及び宣伝は、本来営業者が自由に行うことができるものであるところ、…」と謳っているところをホール業者に有利に具体化できたということであり、ガイドラインは「できること」の範囲を最大化し、「行わないこと」を最小化した基準となつたということなのである。

要するに、4団体が制定したガイドラインは、ホール業者の利益に叶つた基準となつてゐるのである。

5 ガイドライン遵守の必要性と今後の課題

以上述べたガイドラインの「ソフトロード」としての規範性をもつという法的な位置付けど、4団体によりホール業者の利益に叶うように「できること」を最大化した基準として制定されたという経緯に鑑みるとき、これを拡大解釈し

(ホール4団体が制定・公表した「広告宣伝ガイドライン(第1版)」は、一種の「ソフトロー」として「一般的な自主規制の枠を超えた規範性を帯びたものである」と認識しなければならない。ここに「ソフトロー」とは、「国が直接制定・強制するものではないが、対象者の行動に影響を与える規範」と定義されるものであつて、このガイドラインに「行わないこと」として例示されている表現はそのまま風適法16条違反に該当する表現内容の例示と解されることとなり、故に「一般的な自主規制のレベルを超えた規範性を持つことになるのである。

これを拡大解釈したり「良いとこ取り」をすることは、風適法16条の広告宣伝規制違反に直結することとなり、許されるものではないことは明らかである。

ということは、個々のホール業者は、ガイドラインに示された「できること」の範囲内での謙抑的な広告宣伝に徹しなければならないことになる。

たり「良いとこ取り」をすることは、風適法16条の広告宣伝規制違反に直結することとなり、許されるものではないことは明らかである。個々のホール業者は、ガイドラインに示された「できること」の範囲内での謙抑的な広告宣伝に徹しなければならぬことになる。

となることを自覚する必要がある。そうなれば、折角業界が手に入れた「事業者団体による自主的な取組」のための枠組みを失うことにもなりかねないのである。

他方、4団体の今後の課題としては、不斷に広告宣伝をモニタリングし、他にも禁止とすべき表現内容が見られた場合には、速やかにガイドラインを改訂し、「禁止とする広告宣伝」の事例を追加して「できること」と「行わないこと」をより具体化し、個々のホール業者に疑念や「やつた者勝ち」の不公平感を抱かせない努力を継続することが挙げらるべき両者間の信頼関係を揺るがす結果



店長に求められる知識

経営マネジメント XIV

パチンコ店舗管理者実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識、業界知識・法律知識・不正排除、計数管理・機械整備・設定管理、顧客サービス、経営マネジメント、マーケティング、労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

営業利益

【問題】
営業利益を求める計算式とし

どのような状況下においても、店舗の長期的な発展を目指すのであれば、管理者は経営マネジメントに必要な知識と能力を有していくなければなりません。

今回は利益と付加価値について学びます。最初の問題では、企業が事業を継続させるために必要な営業利益について取り上げます。

- a: 売上-売上原価
=粗利益
- b: 売上-粗利益
=売上原価
- c: 粗利益-販売費及び一般管理費
=営業利益
- d: 粗利益+営業外収益-営業外費用
=経常利益+販売費及び一般管理費

回答分布	
c	54
a	18
：	1
：	1%
d	11
b	16
：	1
：	7%

【正解と解説】
選択肢の計算式で求められるものは以下の通りです。

- 【選択肢】
- a: 売上-売上原価
 - b: 売上-粗利益
 - c: 粗利益-販売費及び一般管理費
 - d: 粗利益+営業外収益-営業外費用

て、正しいものはどれか。

一般的なパチンコ店における販売費及び一般管理費は、企業の本業の活動に要した費用のうち売上原価(賞品仕入原価)に含まれないものを指します。つまり、営業するためには必要な経費であり、売上高に関わらず発生する費用のことです。

主なものとしては、人件費、遊

技機購入費、広告宣伝費、支払家賃や租税公課、福利厚生費などが挙げられます。粗利が高くても、販売費及び一般管理費が高ければ、営業利益を多く残すことはできません。

営業利益をより多く残すためには、販売費及び一般管理費を抑えることが必要です。

また、営業利益に営業外収益を加え、営業外費用を差し引いたものが経常利益です。

次の問題では、企業の収益力と効率性について考えてみましょう。

会計・財務

【問題】

以下の会計に関する記述において、(ア) (イ)に当てはまる

組み合わせとして最も適切なものはどれか。

・企業の本業の収益力を表す指標が(ア)である。

・すべての資本をいかに効率的に使って稼いだかを表す指標が(イ)である。

だとと言えます。

自己資本利益率(ROE : Return On Equity)とは、自己資本を用いてどれだけ効率よく利益を上げたかを表す指標であり、当期純利益÷自己資本(期中平均)×100で求めることができます。

自己資本とは、株主から集めた資金と蓄積された利益の合計金額です。ROEが高ければ、自己資本を有効活用して利益を生んでいることとなり、株主の利益に大きく貢献していることになる。そのため投資家の判断基準としても用いられます。

自己資本利益率(ROE)

On Asset)とは、全ての資産(資本)を用いてどれだけ効率よく利益を上げたかを表す指標です。総資産は自己資本に負債が加わった金額です。当期純利益÷総資産×100で求めることができます。経営指標の1つとして頭に入れておきましょう。

【問題】
賞品の仕入額が750円、交換個数が玉300個のとき、賞品原価率はいくつか。遊技料金は1個4円とする。
(小数点第2位を四捨五入)

販売価格は、
300個×4円=1,200円
賞品原価率は、
750円÷1,200円×100
=62.5%

【回答分布】
a : 37.5%
b : 40.0%
c : 60.0%
d : 62.5%

【正解と解説】
正解はdです。
賞品原価率=賞品仕入額÷販売価格で求めることができます。

【回答分布】
a : 4.4%
b : 6.7%
c : 11.2%
d : 77.7%

【正解と解説】

正解はdです。

賞品原価率=賞品仕入額÷販

売価格で求めることができます。

従って、問題文のアには営業利益、イには総資産利益率(ROA)が入ります。

次の問題は、売上−原価=粗利

益に関連する原価率の問題です。

販売価格は、
300個×4円=1,200円
賞品原価率は、
750円÷1,200円×100
=62.5%

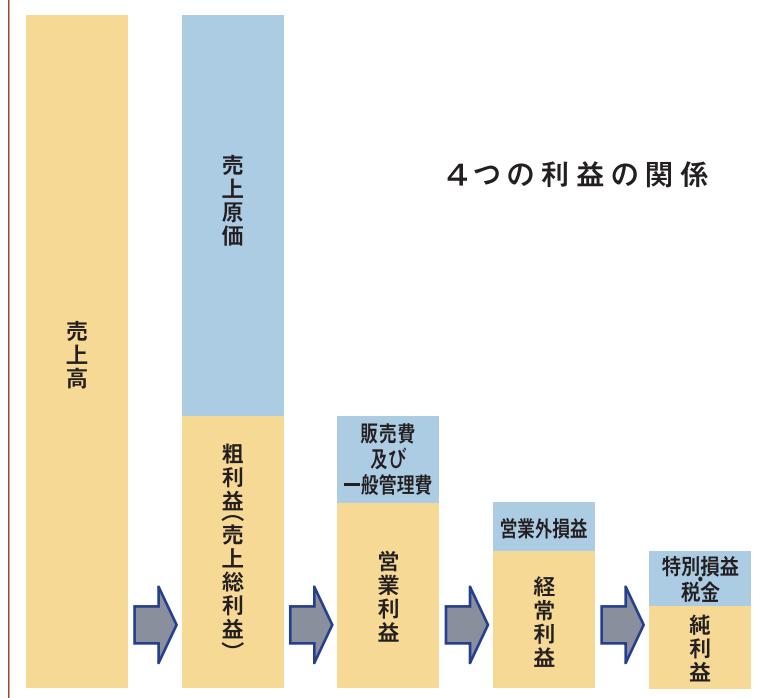
以下との会計に関する記述において、(ア) (イ)に当てはまる

同じ売上であ

り、賞品原

賞品原価率

4つの利益の関係



【問題】 次の表(右下)において、労働者1人の1時間当たりにおける付加価値労働生産性が最も高い店舗はどれか。

【選択肢】

販売価格は市場価格と等価であることが原則ですから、賞品仕入

その付加価値額を総労働時間で割ることで、労働者1人の1時間当たりの付加価値労働生産性が算出できます。

労働生産性

価率が高ければ粗利益は少なく、賞品原価率が低ければ粗利益は多くなります。

額を低く抑えることができれば粗利益は増やせます。(右上図)

次の問題では、企業が生み出す付加価値について見てみまし

付加価値とは、その企業が事業の結果生み出した製品やサービスの価値のことです。そのため、他社から仕入れた原価は付加価値には含まれません。ここでは、付加価値額 = 人件費 + 減価償却費 + 営業利益とします。

企業の継続、発展には利益が必要です。その利益が売上や原価、販売費、一般管理費などのような関係になっているのかを知つておくことは、経営マネジメントの本だと言えます。また、単に経費を抑えるだけでは、売上を上げることは困難であり、利益は増えないことも理解しておきましょう。

【選択肢】

労働者数	労働時間 (労働者) (1人当たり)	人件費	減価償却費	営業利益
a: 5人	10.0時間	¥75,000	¥50,000	¥100,000
b: 10人	7.5時間	¥112,500	¥100,000	¥100,000
c: 15人	10.0時間	¥300,000	¥100,000	¥300,000
d: 30人	7.5時間	¥337,500	¥200,000	¥500,000

【正解と解説】 正解はcです。

a: 15・6%
b: 16・7%
c: 41・0%
d: 26・6%

表より、まずは付加価値額を算出すると以下の通りとなります。

$$\begin{aligned} \text{a: } & 75,000+50,000+100,000=225,000 \\ \text{b: } & 112,500+100,000+100,000=312,500 \\ \text{c: } & 300,000+100,000+300,000=700,000 \\ \text{d: } & 337,500+200,000+500,000=1,037,500 \end{aligned}$$

この数値を労働者の総労働時間で割ると以下の通りです。

$$\begin{aligned} \text{a: } & 225,000 \div (5\text{人} \times 10.0\text{時間})=4,500 \\ \text{b: } & 312,500 \div (10\text{人} \times 7.5\text{時間})=4,167 \\ \text{c: } & 700,000 \div (15\text{人} \times 10.0\text{時間})=4,667 \\ \text{d: } & 1,037,500 \div (30\text{人} \times 7.5\text{時間})=4,611 \end{aligned}$$

業界内に広がるオレンジリボン運動支援。
写真は東遊商、全商協が参加した市民集会



**オレンジリボンの輪が広がる
全日遊連も支援**

全日本遊技事業協同組合連合会(略)
称・全日遊連、阿部恭久理事長)は児童
虐待のない社会の実現を目指す市民運動
「オレンジリボン運動」を支援し、7

月中旬から9月30日までヤクルトと共催で「オレンジリボンキヤンペーン」を実施する。

同運動は東日本遊技機商業協同組合が10年以上前から支援を開始し、全国遊技機商業協同組合連合会としても参加している（機構二

ユース21年5月号参照)。全日遊連では、「オレンジリボン運動」を

とともに専用のラベルにし、タフマンVに貼付、全国の組合員店舗で賞品として扱い、購入金額の一

全国ネットワークに寄付するという。全日遊連では、今年4月18日の全国理事会で司団体が製作・販売している。

オレンジリボンのバッジを配布。阿部理事長は、全国のホールが事故防止を取り組んでいる子どもの車内放置も児童虐待の一つであるとして、全日遊連として同運動に賛同する意義を伝えていた。

都連brook協議会が
障害児施設支援に寄付

東京都遊技場組合連合会第5・第10
ブロック協議会(小島豊会長)は6月5
日、島田療育センターを守る会に10万
円を寄付した。

同センターは1961年に開設され
た重症心身障害児施設。当時の都遊連



右から飛田代表世話人、森久保部長、郷組合長▶

編集後記

朝夕の通勤電車が混んできた。夕方は一電車やり過ぎすこともある。新型コロナの5類移行で、通勤客がどつと戻ってきたのだ。

ランチでよく通う「町中華」で「今日は相席でお願ひします」と言われ絶句した。この間、店はガラガラだつたのに。パチンコホールはそこまで戻っていない。コロナが落ち着くタイミングでスマート遊技機が街に活気は戻ったが

ト遊技機が登場し一部人気スマロ機種が牽引しているが、コロナ禍で離れた年配常連客が戻るのに時間が必要らしい。

街に活気が戻つてくるのは大変結構。そう思いつつ、混んだ電車で身を縮めながら、あの「リモートワーク」とやらはどうにへ消えてしまったのかと、極端な

病気療養のため東京を離ることにした。かえって迷惑かもしれないが当機構の活動等への協力は今後も続けていくつもりだ。正直なところ若い頃からいろいろなところに旅をしてきたので、お世話になりありがとうございました！

ありがとうございます！

馬、競艇に明けらば、パチンコ、競馬、競艇に明け暮れた私が、家庭を持つて子供を育てた…という事実は奇跡に近いことだと思っている。

振り返れば学生時代より居場所の無かった私に、その居場所を提供してくれたのは近所のパチンコ屋さんだった。その後、ずっとパチンコ、パチスロに助けはしてもらつた気がする。業界の将来は明るいとは思えないものの、今後

眼鏡をダメにした。かけたまま寝て、まい、朝、気がついたら、背中の下。口事にフレームが曲がり切つており、仁きつけの眼鏡店から修復不可能と宣告された。レンズも傷が自立つことから6年ぶりに作り直すことにしたのだが、予想外の出費である。

12歳で眼鏡をかけて以来、何回か交換したが、半分は今回のようなケーパーで、や酔つ払つて転倒し損壊させたケーパーだつた氣がする。眼鏡
眼鏡　　顔の一部。代金を支払
ながら、今度こそ大事にし、死ぬま
使い続けたいと思つた。
(N)



◆後列左から2人目が権田社長、
同3人目が同センターの竹田寛理事長

**キング観光が寄付金
医療従事者を支援**

三重県を中心に店舗展開するキング観光(本社・同県桑名市)の権田清社長は5月8日、桑名市総合医療センターで行なわれた「権田記念」病院貢献賞

の授与式に来賓として出席。センターが選考した同施設内で新型コロナ対策に活躍した医療チームや個人に表彰状

子ども食堂ネット
ク」に150万円を
同社本社で目録贈呈

都筑代表理事(左)と
豊田市社会福祉協議会の喜村的美会長



都筑代表理事(左)と
豊田市社会福祉協議会の喜村的美会長

（H）
（N）

推進機構ではクールビズ期間中は、



夏用ベストを着用した検査要員が
ホールに伺います